

地震からあなたの「家・生命・財産」を守る助成制度をご利用ください

耐震診断・改修助成制度

申問 まちづくり推進課(市役所5階52番窓口) ☎内線2867へ

◆木造住宅耐震診断助成制度

ご自宅の耐震診断を行う際に、市が指定する診断機関を紹介し診断費用の一部を助成します。

◇対象

市内にある個人所有の木造住宅で、新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)前に建築されたもの

◇助成額

診断費用の3分の2。ただし上限額は、①目安となる簡易的な診断=4万円、②現行の建築基準法の耐震基準に適合しているか確認できる一般診断以上の診断=10万円

※いずれも事前の申請が必要です。くわしくは同課または市政窓口で配布しているパンフレットをご覧ください。

◆木造住宅耐震改修助成制度

診断結果から補強などの改修工事が必要と判定された住宅には、工事費用の一部を助成します。工事の契約前に申請手続きが必要です。

◇対象

耐震診断助成制度を利用した診断で「倒壊する可能性がある」「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅

◇助成額

改修費用の3分の1(高齢者世帯と障がい者世帯には2分の1を助成)。ただし上限額は、①一部の補強などによる簡易改修=30万円、②耐震基準を満たす改修=50万円

耐震基準を満たす改修を行うと、所得税の特別控除や固定資産税の減額措置を受けられる場合があります。固定資産税などの減額については右側の記事をご覧ください。

生け垣助成

申問 緑と公園課(市役所5階56番窓口) ☎内線2833へ

地震の際にブロック塀が倒壊すると、避難の障害となったり緊急車両が通行できなくなり、被害を大きくします。道路に面したブロック塀を生け垣に作り替える場合、または新たに生け垣を作る場合など、費用の一部を助成します。

◇助成要件

- (くわしくはお問い合わせください)
- ・生け垣を作る場所が道路に面している
- ・緑化延長が2m以上である
- ・緑化後5年以上保存する
- ・相互に葉が触れ合う程度の密度で植える
- ・樹木であること(プランター植えは不可) など

※事前の申請が必要です。くわしくは助成パンフレットをご覧ください。

◇助成額

- 実際にかけた経費のうち、
- ①生け垣造成の場合
…1mあたり1万4千円まで(上限30m)
- ②ブロック塀の撤去など
…1mあたり1万円まで(上限30m)

固定資産税・都市計画税(家屋)の市独自減免制度

昭和57年1月1日から市内にある旧耐震基準で建築された家屋を、平成21年1月2日から27年12月31日までに建て替えるか耐震改修を行った場合、一定の条件でその住宅の固定資産税・都市計画税を申請により市が独自に減免します。

申問 資産税課(市役所2階28番窓口) ☎内線2365へ

建て替え

◇対象条件 建て替え前の家屋と新築された住宅がともに市内にあり、所有者が同じで取り壊しと新築が1年以内の場合

◇減免制度 新築住宅の固定資産税・都市計画税の全額(新築住宅減額制度適用後の税額)

◇減免期間 新たに固定資産税などが課される年度から3年度分

耐震改修

◇対象条件 下記減額制度と同じ

◇減免税額 下記減額制度適用後の固定資産税・都市計画税の全額(1戸あたり120㎡相当分まで)

◇減免期間 下記減額制度と同じ(ただし、①の改修期間は平成21年1月2日から)

住宅の耐震改修に伴う固定資産税(家屋)の減額制度

申問 改修工事後3カ月以内に資産税課(市役所2階28番窓口) ☎内線2365へ

◇対象条件 昭和57年1月1日以前から市内にある住宅で、国が定める現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事(30万円以上)を行った場合

◇減免税額 工事が完了した年の翌年度分から一定期間(最長で3年間)の固定資産税額の2分の1(1戸あたり120㎡相当分まで)

◇減額期間

- ①平成18年1月1日～21年12月31日に改修…3年間
- ②平成22年1月1日～24年12月31日に改修…2年間
- ③平成25年1月1日～27年12月31日に改修…1年間

家具転倒防止器具の配布・取り付け時期のお知らせ

平成23年6月15日に申込締切の家具転倒防止器具の無料配布は、応募者多数のため抽選となり、抽選結果のはがきを送付しました。当選した方への器具の配送・取り付け時期は次のとおりです。

①はがきの(注意事項)の欄に、「7月下旬以降配送業者が

順次配送する予定です。」とある方=8月末までに配送予定、②はがきの本文中に「追加で器具の配布が可能」とある方=9月末までに配送予定、③取り付け希望の方=11月末までにシルバー人材センターから順次連絡し、取り付けます。

問 防災課 ☎内線2285

平成23年度秋期 胃部集団検診



問診、バリウムを飲んでの胃部間接レントゲン撮影。
人 30歳以上の市民(昭和57年3月31日以前生まれの方)750人

◆注意事項

- ・春期検診を受診した方、妊娠中か妊娠の可能性のある方、授乳中の方、胃腸疾患で治療中の方は受診できません。
- ・平成23年度中に40・50・60歳の誕生日を迎える方は個別検診の受診票を郵送しますので申し込みは不要です。
- ・高血圧・重篤な心臓病などがある方は、主治医に相談し許可を得てください。また、腎臓病・心臓病で水分制限のある方や関節リウマチなどで体位変換の困難な方、高齢の方で嚥下(えんげ)などに不安のある方は主治医に相談のうえ、受診してください。

日 所 10月19日(水)=新川中原コミュニティセンター、10月20日(木)=牟礼コミュニティセンター、10月21日(金)・22日(土)・26日(水)・27日(木)・29日(土)・31日(月)、11月2日(水)=総合保健センター、10月24日(月)=井口コミュニティセンター、いずれも午前8時30分～11時
※大沢コミュニティセンターは工事のため実施しません。

申 9月9日(金)(消印有効)までに、はがきに「秋期胃検診希望」と必要事項(11面参照)・生年月日・性別・希望日(第2希望日まで)・会場名を記入し「〒181-0004新川6-35-28三鷹市総合保健センター」へ。窓口や電子申請サービス [HP](https://www.e-tetsuzuki99.com/tokyo/) <https://www.e-tetsuzuki99.com/tokyo/>からも申し込みます(申込多数の場合は抽選)

問 同センター ☎46-3254

秋期 大腸がん検診

問診と便潜血反応検査。食事制限は不要です。要精密検査の場合、保険診療になることがありますので、受診当日は必ず保険証などをお持ちください。

人 平成24年3月31日時点で満40歳以上の市民
日 10月1日(土)～11月19日(土)

所 市内協力医療機関

申 8月26日(金)(消印有効)までに、直接またははがきに「大腸がん検診希望」と必要事項(11面参照)・生年月日・性別を記入し「〒181-0004新川6-35-28三鷹市総合保健センター」へ(申込多数の場合は抽選、電子申請サービス [HP](https://www.e-tetsuzuki99.com/tokyo/) <https://www.e-tetsuzuki99.com/tokyo/>からも申し込みます)。9月末に受診票を送付します

問 同センター ☎46-3254